



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年 4月12日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

別表のとおりとします。

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成22年4月28日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書によります。

(5) 入札方法

別表の調達役務ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が調達役務ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 平成17年度以降に、同様の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画部情報統計課

電話 026(235)7072

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおりとします。

イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

(2) 本委託業務は、「一抜け方式」を採用します。

対象業務、落札決定順位は下記一覧表のとおりとし、落札候補者が入札した他の委託の入札書は、無効(失格)とします。

一抜け対象委託業務箇所一覧表

落札決定順位	調達をする役務名
1	長野県デジタルアーカイブ推進事業 県立歴史館所蔵資料デジタル化業務
2	長野県デジタルアーカイブ推進事業 県立長野図書館所蔵資料デジタル化業務

(別表)

調達をする役務名	等級区分	入札及び開札の日時
長野県デジタルアーカイブ推進事業 県立歴史館所蔵資料デジタル化業務	A	平成22年 4月27日(火) 午前10時
長野県デジタルアーカイブ推進事業 県立長野図書館所蔵資料デジタル化業務	B以上	平成22年 4月27日(火) 午前10時15分

情報統計課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年4月12日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成22年4月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人安曇野市天蚕振興会

3 代表者の氏名

三澤 稲 男

4 主たる事務所の所在地

安曇野市穂高有明3618番地24

5 定款に記載された目的

この法人は天蚕の飼育、繰糸、加工、機織の技術継承と振興を目指し、天蚕繭、天蚕生糸の安定生産・供給と同時に、天蚕が持つ優れた光沢性、保湿性、保温性、抗菌性を有効に利用した異種品目と組み合わせた新たな商品開発を行い、呉服のほか新たなアパレル商材の開発に取り組み、天蚕の新たな価値を再定義するとともに、「安曇野・穂高天蚕糸」を日本の貴重、希少な商材として、伝播、時代継承させることを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年4月12日

長野県知事 村 井 仁

1 申請のあった年月日

平成22年4月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まめってゑ 鬼無里

3 代表者の氏名

大日方 聡 夫

4 主たる事務所の所在地

長野市鬼無里日影4258番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、自然に恵まれた鬼無里での地域住民の自然との共生、奥裾花の森林を中心に癒しを求めて訪れる人々との交流を通じて地域の活性化と観光振興に寄与する。その実現のため鬼無里地域の農林業の振興、遊休農地や里山の再生並びに活用に関わる活動を通じて、自然エネルギーによる持続可能な循環型環境社会の構築を目指し、地域資源の活用を図る。地域の歴史・伝統・文化に関わる活動に参画し、スポーツ等を通じて地域住民の健康の推進を図ることにより、新たな風土の形成とコミュニティづくりをし、元気な地域づくりに取り組むことを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年4月12日

長野県知事 村 井 仁

1 申請のあった年月日

平成22年4月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウエルフェアさくほ

3 代表者の氏名

倉 澤 圭 子

4 主たる事務所の所在地

南佐久郡佐久穂町大字高野町387番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、障害者の自立支援に関する事業や障害者が暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年4月12日

長野県知事 村 井 仁

1 申請のあった年月日

平成22年4月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人共同生活サポートクラブ

3 代表者の氏名

木 村 牧 子

4 主たる事務所の所在地

上田市大屋170番地5

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対するグループホーム、ケアホームなどの在宅介護事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年4月12日

長野県知事 村 井 仁

1 申請のあった年月日

平成22年4月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野リハビリ友の会

3 代表者の氏名

矢 澤 武 夫

4 主たる事務所の所在地

長野市西鶴賀町1570番地

5 定款に記載された目的

この法人は、北信地区を中心に脳卒中などの障害を持つ人及び高齢者を対象に、自立と社会参加の促進を図り、併せて情報提供してリハビリに励む障害者の生活の質を高めることにより、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年4月12日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成22年4月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふれあいの家千寿

3 代表者の氏名

藤森 昇

4 主たる事務所の所在地

安曇野市三郷明盛3573番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、小規模ケア施設に関する事業を行い、地域の少子高齢社会化に対する利便性を配慮し、また家族の負担軽減をし且つ利用者の健康増進と社会福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年4月12日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成22年4月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人白馬郷土山野草友の会

3 代表者の氏名

松田 芳治

4 主たる事務所の所在地

白馬村大字北城9077番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、白馬村内に新しく造られた道路の脇や、過去に林を切り開いたスキー場のゲレンデなど、環境が変化したことにより植生が乱れている公共の場所を対象に、土地利用を妨げない、

その場所の環境（光、水分）に見合った山野草を復元植栽し管理育成する事業を行い、白馬村本来の植生を復元し自然再生の礎を為すことにより、持続可能な観光に寄与すること目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年4月12日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県女性雇用環境調査業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成22年10月10日まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(5) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県商工労働部労働雇用課

電話 026 (235) 7119

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年4月23日(金) 午後2時

イ 場所 長野県庁 本館2階 管財課入札室

(3) 郵送入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

労働雇用課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」といいます。)を次のとおり行います。

平成22年4月12日

長野県公安委員会

1 講習の対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」といいます。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」といいます。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する者

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」といいます。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」といいます。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」といいます。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。)に係る同規則第8条に規定する合格証(以下「旧検定合格証」といいます。)の交付を受けている者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。)に係る旧検定合格証の交付を受けている警備員であって、当該旧検定合格証の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

2 講習に係る警備業務の区分、講習の実施期日等及び場所

(1) 警備業務の区分及び実施期日等

警備業務の区分	実施期日(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)	時間
法第2条第1項第1号の警備業務	平成22年5月17日(月)から5月20日(木)まで	午前9時から午後5時まで
法第2条第1項第2号の警備業務	平成22年6月1日(火)から6月3日(木)まで	
法第2条第1項第3号の警備業務	平成22年6月15日(火)から6月17日(木)まで	
法第2条第1項第4号の警備業務	平成22年6月30日(水)から7月1日(木)まで	

(2) 場所

千曲市大字磯部1144-4
地方職員共済組合戸倉保養所名月荘

3 受講定員

各警備業務の区分毎に40人

4 受講の手續

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話(電話番号 026-233-0108)により事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(5) 電話1本につき1人の受付とします。

(6) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 電話受付日

警備業務の区分	電話受付日
法第2条第1項第1号の警備業務	平成22年4月19日(月)
法第2条第1項第2号の警備業務	平成22年5月6日(木)
法第2条第1項第3号の警備業務	平成22年5月19日(水)
法第2条第1項第4号の警備業務	平成22年6月2日(水)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 受講申込書の提出

ア 講習受付番号を取得した者は、最寄りの警察署に、受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した受講申込書に次に掲げる書類を添付して提出してください。

(7) 提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真(受講申込書に貼付)1枚

(4) 資格者証又は修了証明書の写し

(ウ) 1の(1)に該当する者にとっては、受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する書面(以下「警備業務従事証明書」といいます。)

(エ) 1の(2)に該当する者にとっては、1級の検定に係る合格証明書の写し

(オ) 1の(3)に該当する警備員にとっては、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(カ) 1の(4)に該当する者にとっては、1級の旧検定合格証の写し

(キ) 1の(5)に該当する警備員にとっては、2級の旧検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

(ク) 代理人が受講申込書を提出する場合においては、本人からの委任状

イ 提出期間(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)

警備業務の区分	提出期間
法第2条第1項第1号の警備業務	平成22年4月26日(月)から5月7日(金)まで
法第2条第1項第2号の警備業務	平成22年5月17日(月)から5月21日(金)まで
法第2条第1項第3号の警備業務	平成22年5月31日(月)から6月4日(金)まで
法第2条第1項第4号の警備業務	平成22年6月14日(月)から6月18日(金)まで

(3) 講習手数料

講習手数料は、受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

ア 法第2条第1項第1号の警備業務 23,000円

イ 法第2条第1項第2号の警備業務 14,000円

ウ 法第2条第1項第3号の警備業務 14,000円

エ 法第2条第1項第4号の警備業務 10,000円

5 その他

(1) 受講申込書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3033)に問い合わせてください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課